

## 秋田県告示第571号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり由利本荘市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成26年11月28日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 作業種類 公共測量（4級基準点測量及び3級水準測量）
- 2 作業機関 平成26年11月20日から平成27年3月20日まで
- 3 作業地域 由利本荘市西梵天地区